

日出町重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月

日出町介護福祉課

1. はじめに

近年、少子高齢化や少人数世帯の増加、家族機能の脆弱化などにより、社会構造が大きく変化しています。高齢の親と50代のひきこもり状態の子が同居している中で起こる「8050問題」や、本来大人が担うと想定される家事や家族の介護・世話を日常的に行っている子どもや若者を指す「ヤングケアラー」、親の介護と育児が同じ時期に重なる「ダブルケア」といった、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が見られるなど、家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。また、人口の減少、非正規雇用の拡大、コミュニティ機能の低下など、社会構造の変化を背景として地域における結び付きが弱まり、社会的孤立や生活困窮者の増加など、課題が深刻化しているケースが見られます。

こうした状況を踏まえ、国においては地域共生社会の実現を目指し、令和3年の社会福祉法改正により、市町村における包括的な支援体制を整備するよう努めることとされました。これに基づき、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

2. 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの支援を一体的に実施するものです。

具体的には、「①包括的相談支援事業」において、相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、本人とその世帯全体を包括的に受け止め、断らない相談支援を行います。

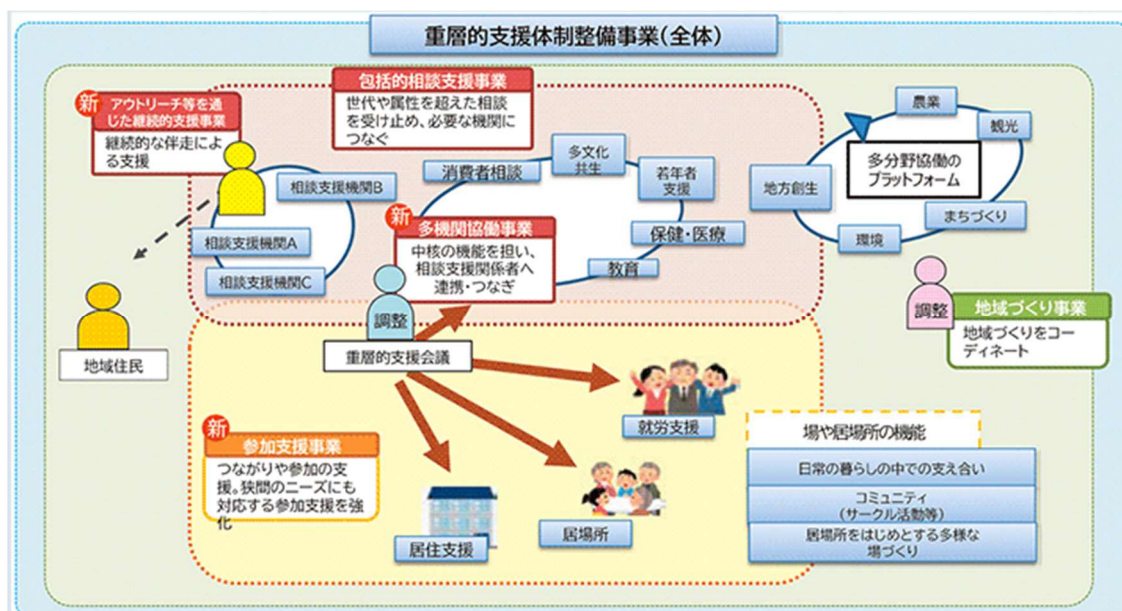
長期にわたりひきこもり状態にある人や、自ら支援につながる事が難しい人などの場合には、「④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」により、本人との関係性の構築に向けた支援を行います。

受け止めた相談のうち複雑化・複合化した事例については、「⑤多機関協働事業」につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるように調整します。

相談者の中で社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な人には「②参加支援事業」により、本人のニーズと地域資源の間を調整し、本人が社会とのつながりを持てるよう支援します。

さらに、「③地域づくり事業」により属性や世代を超えて交流できる多様な場づくりなど、地域のつながりや住民同士の支え合いの関係性を育む環境整備を支援します。

以上の事業が相互に重なり合いながら、町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。



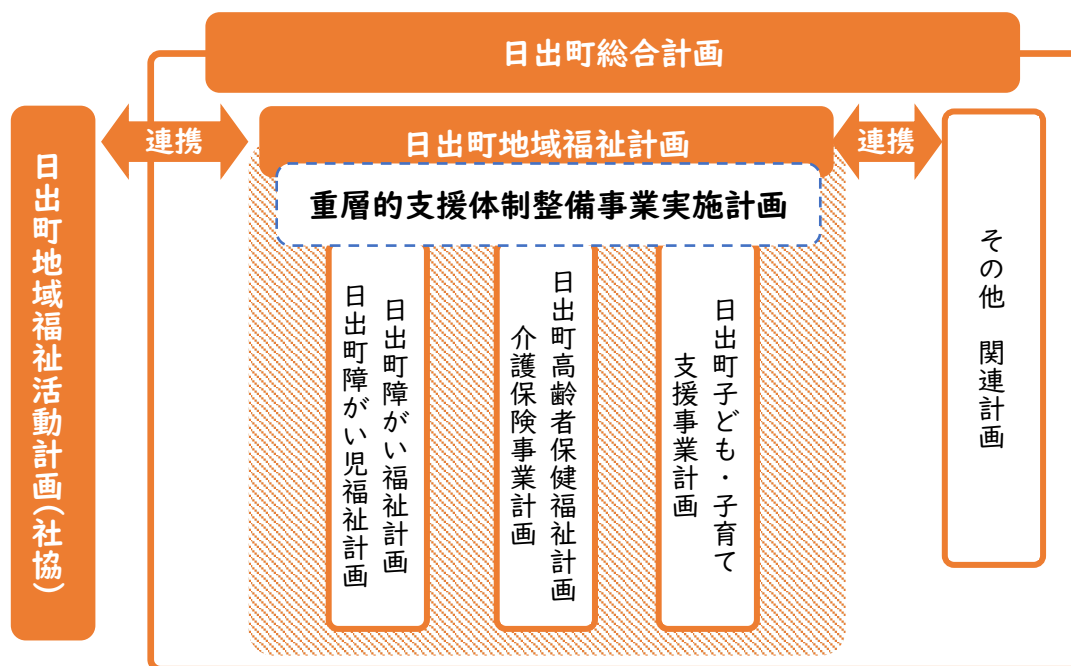
引用：厚生労働省

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

社会福祉法第106条の5において、「重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画を策定するよう努めるものとする。」と規定されており、本計画は、同法に基づき策定するものです。

策定にあたっては、本計画の上位計画である「第4次日出町地域福祉計画・日出町地域福祉活動計画」の基本理念「つながり・支え合い・安心して暮らせるまちづくり」に基づき、これを実現するための具体的な事業計画として「日出町重層的支援体制整備事業実施計画」を位置づけ、他の関連計画との整合、連携を図ります。



4. 計画期間

本計画の実施期間は1年間とし、第4次日出町地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間（令和5年度から令和9年度）の間、年度ごとに実施状況を確認したうえで見直しを行いません。

5. 計画の見直しと管理体制

本計画の実施状況は、年度末の重層的支援会議及び日出町地域自立支援協議会において報告を行い、事業に対する評価や、各主体からの意見、要望の集約をし、必要に応じて計画の内容について見直しを行います。

6. 提供体制

(1) 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

本事業は、介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野の相談支援事業者が、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けた支援を行います。また、単独の相談支援事業者では対応が難しい場

合には、他の支援機関等と連携を図りながら対応するほか、多機関協働事業者（市地域福祉課）につなぐことにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。

町事業名	総合相談・権利擁護事業
法定事業	地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号及び第2号に掲げる事業）
対象分野	高齢
実施方式	直営
実施体制	日出町地域包括支援センター
実施内容	高齢者の生活全般に関する相談を受け付け、必要な支援や関係機関につなぐとともに、虐待の防止や消費者被害への対応などを通じて高齢者の権利を守る支援を行います。
所管課	介護福祉課

町事業名	包括的・継続的ケアマネ支援事業
法定事業	地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第3号に掲げる事業）
対象分野	高齢
実施方式	直営
実施体制	日出町地域包括支援センター
実施内容	介護支援専門員（ケアマネジャー）への助言や支援、関係機関との連携体制づくりなどを通じて、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう支援を行います。
所管課	介護福祉課

町事業名	地域生活支援事業（相談支援業務委託）
法定事業	相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
対象分野	障がい
実施方式	委託
実施体制	太陽の家障害者生活支援センター みのり村Mプラザ 相談支援事業所ほほえみ 障がい者相談支援センター暁谷苑

実施内容	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な福祉サービスの利用支援や関係機関との連携を通じて、地域で安心して生活できるよう支援を行います。
所管課	介護福祉課

町事業名	利用者支援事業（基本型）
法定事業	利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業）
対象分野	子ども
実施方式	委託
実施体制	日出町地域子育て支援センター「HUG くみ」
実施内容	こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じて相談・助言を行い、関係機関との連絡調整などを行います。 子育て家庭等からの相談を受け、子育て支援事業、保育所等の利用者支援と、地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を行います。
所管課	子育て支援課

町事業名	利用者支援事業（こども家庭センター型）
法定事業	利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業）
対象分野	子ども
実施方式	直営
実施体制	日出町子育て家庭センター
実施内容	こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や必要に応じて相談・助言を行い、関係機関との連絡調整などを行います。 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援と個々の家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。
所管課	子育て支援課

町事業名	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）
法定事業	利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業）
対象分野	子ども

実施方式	直営
実施体制	日出町こども家庭センター
実施内容	妊娠期から出産・子育て期まで、それぞれアンケートと面談（妊娠8か月頃は希望者）を実施し、話を伺いながら、困りに応じて出産や育児について支援を行います。
所管課	子育て支援課

町事業名	包括的相談体制整備事業
法定事業	福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮者自立支援法第11条第1項に定める事業）
対象分野	困窮
実施方式	直営、委託
実施体制	介護福祉課地域福祉係 日出町社会福祉協議会（※委託）
実施内容	生活に困窮する人からの相談に応じ、必要な支援制度や関係機関につなぐことで自立に向けた支援を行います。生活保護相談や県地域福祉室が行う自立相談支援事業との連携のほか、重層的支援体制整備事業の担当窓口として包括的な相談支援を行いません。
所管課	介護福祉課

（2）参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。

町事業名	参加支援事業
法定事業	参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号に掲げる事業）
対象分野	全部
実施方式	委託
実施体制	日出町社会福祉協議会
実施内容	社会とのつながりが希薄になっている人に対し、地域の活動や就労体験、居場所などとのマッチングや関係づくりを支援し、社会参加につなげていく支援を行います。
所管課	介護福祉課

(3) 地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

既存の事業や取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場づくりや、人と人、人と地域がつながり、支え合う活動が生まれやすい環境づくりを支援するとともに、各拠点において、把握し受け止めた課題については、各分野の専門機関等につなぎ、必要な相談や参加につながるよう取り組みます。

町事業名	地域介護予防活動支援事業
法定事業	介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定める事業（「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業）
対象分野	高齢
実施方式	直営
実施体制	健康増進課
実施内容	高齢者が地域で主体的に介護予防に取り組めるよう、住民主体の通いの場や体操教室などの活動を支援し、地域での交流や健康づくりの促進を支援します。
所管課	健康増進課

町事業名	高齢者サロン事業
法定事業	介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定める事業（「地域支援事業の実施について」に定める介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業）
対象分野	高齢
実施方式	委託
実施体制	日出町総合型地域スポーツクラブ「ひまわりのたね」
実施内容	高齢者が気軽に集い交流できる場を地域に設けることで、生きがいづくり、仲間づくりや介護予防につなげる支援を行います。
所管課	介護福祉課

町事業名	生活支援体制整備事業
法定事業	介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業（「地域支援事業の実施について」に定める包括的支援事業（社会保障充実分）のうち生活支援体制整備事業）

対象分野	高齢
実施方式	委託
実施体制	日出町社会福祉協議会
実施内容	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、生活支援コーディネーターや協議体を中心に、地域の多様な主体と連携しながら生活支援サービスや支え合いの体制づくりを支援します。
所管課	介護福祉課

町事業名	地域生活支援事業（地域活動支援センター機能強化事業）
法定事業	障害者総合支援法第77条第1項第9号に掲げる事業（地方交付税により措置する基礎的事業及び「地域生活支援事業等の実施について」に定める地域活動支援センター機能強化事業）
対象分野	障がい
実施方式	委託
実施体制	指定障害福祉サービス事業所「樹の実園」
実施内容	障がいのある人の居場所づくりや創作活動、交流活動などを支援するとともに、相談支援や関係機関との連携を強化し、地域での自立した生活と社会参加の促進を支援します。
所管課	介護福祉課

町事業名	地域子育て支援拠点事業
法定事業	子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業（「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第113号子ども家庭庁成育局長通知）に定める地域子育て支援拠点事業）
対象分野	子ども
実施方式	委託
実施体制	日出町地域子育て支援センターHUGくみ 子育て支援センターC&Pさざんか
実施内容	乳幼児とその保護者が集まり、仲間づくりや交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供・助言、その他の支援を行います。
所管課	子育て支援課

町事業名	地域づくり事業
法定事業	「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（令和5年5月22日付け社援発0522第1号）に定める生活困窮者支援等のための地域づくり

	事業
対象分野	困窮
実施方式	委託
実施体制	日出町社会福祉協議会
実施内容	属性や年代を越えた交流、地域住民相互の支え合い活動や地域コミュニティを形成する居場所づくりの支援を行います。また、地域住民のニーズや生活課題の把握、地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開を行います。
所管課	介護福祉課

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない方や支援を求めることが難しい方に関する情報を、支援関係機関や地域住民との連携体制の構築により把握します。また、訪問等によるアウトリーチや支援会議による情報共有を通じ、本人や家族と信頼関係の構築を図ります。

町事業名	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
法定事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第4号)
対象分野	全部
実施方式	委託
実施体制	日出町社会福祉協議会
実施内容	支援関係機関や地域住民との連携体制により、支援が届いていない方や支援を求めることが難しい方の情報を把握します。その後、本人や家族との信頼関係の構築やつながりを形成し、必要な支援へとつなげます。
所管課	介護福祉課

(5) 多機関協働事業(社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号)

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズのある事例の調整役を担い、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行なうなどの取組を行ないます。

事業名	多機関協働事業
法定事業	多機関協働事業(社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号)
対象分野	全部

実施方式	委託
実施体制	日出町社会福祉協議会
実施内容	複雑化・複合化した支援ニーズのある事例の調整役を担います。相談受付～アセスメント～プラン作成～支援の実施、重層的支援会議により支援関係機関の連携の円滑化を図ります。また、研修会の開催などにより日出町における包括的な支援体制の整備の促進にも努めます。
所管課	介護福祉課

7. 支援会議、重層的支援会議

(1) 支援会議

複合化・複雑化した課題等があり支援が必要である（と思われる）にもかかわらず、自ら支援を求めることが困難な方や支援が必要な状況にあるにもかかわらず支援が届いていない方へ支援を行うために、支援会議の構成員に対する守秘義務を設け、情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行うものです。

この会議は、法第106条の6の規定に基づき設置します。

【開催方法】

月1の定期開催を基本とし、重層的支援会議と合わせて開催します。

ケースの緊急性により、随時開催も行ないます。

なお、構成員を参集しての開催を基本としますが、オンラインによる参加も可能とします。

【構成員】

- ①町重層事業主管課
- ②多機関協働事業者
- ③町関係各課
- ④その他町長がケースにより必要と認める者

(2) 重層的支援会議

本人からの同意が得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプランの策定、支援の終結・中断等について協議・決定を行う会議です。

重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、

- ① プランの適切性の協議
- ② プラン終結時等の評価

③ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

の3つの役割を果たすことが求められます。

この会議は、重層的支援体制整備事業実施要綱（法第106条の4第2項第5項に基づき実施する多機関協働事業の事業内容として明記。）に基づき実施します。

【開催方法】

月1の定期開催を基本とし、支援会議と合わせて開催します。

ケースの緊急性により、随時開催も行ないます。

なお、構成員を参集しての開催を基本としますが、オンラインによる参加も可能とします。

【構成員】

- ①町重層事業主管課
- ②多機関協働事業者
- ③町関係各課
- ④その他町長がケースにより必要と認める者

8. 事業目標

重層的支援体制整備事業における各事業の目標と評価指標を次のとおり設定します。

なお、既存事業については、それぞれの分野別計画や事業の中で目標管理が行われているため、本計画における事業目標は重層的支援体制整備事業により新たに創設される事業（参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業）について設定することとします。

（1）参加支援事業

【事業目標】

社会とのつながりが希薄な人や既存の制度では対応が難しい人に対し、集いの場や居場所、就労体験のできる場などの地域資源を活用しながら個々の状況に応じた参加の機会を創出し、社会参加の促進を図ることを目標とします。

【評価指標】

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度
参加支援のプラン作成件数	-	1	3
社会参加につながる取組の実施回数	-	6	12
新たに創出・開拓した社会参加の場の数	-	1	3

（2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

【事業目標】

複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない方や支援を求めることが難しい方に対し、アウトリーチ等により継続的に関わり、信頼関係を構築しながら適切な支援へとつなげることを目標とします。

【評価指標】

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域等からの情報・相談による支援対象者の把握件数（相談受付件数）	-	6	12
支援会議へのつなぎ件数	-	3	6
アウトリーチを通じて支援や地域資源の活用等につながった件数	-	3	6

（3）多機関協働事業**【事業目標】**

複雑化・複合化した課題を抱える事例に対し、関係機関が情報共有と役割分担を行いながら分野横断的に連携・協働し、包括的な支援を提供することを目標とします。

【評価指標】

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度
多機関協働事業における相談受付件数	4	6	12
庁外関係機関からの相談受付件数	1	3	6
重層的支援会議の開催回数	1	6	12
支援会議の開催回数	2	6	12